○経済産業省告示第二百四十号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十六年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Bのグループ Ⅲ、附属書Cのグループ Ⅰ及び附属書Eのグループ Ⅰに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十五年十一月十八日　経済産業大臣　茂木　敏充

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十五年十一月二十五日から平成二十五年十一月二十九日までとする。

○国土交通省告示第千百十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ディーゼルユナイテッド相生事業所	兵庫県相生市相生5292番地	内燃機関	平成25年11月17日から平成30年11月16日まで

○国土交通省告示第千百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

シガクラ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十八年建設省告示第二千四百四十号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

岩手県岩手郡雫石町橋場龍川山国有林

七〇〇林班　ハ小班　一号及び二号に小班　三号から五号まで

七〇一林班　い小班　八号から十六号まで

ろ小班　二十五号から三十四号まで

六九九林班　い[1]小班　六号、七号、十七号、十八号及び二十二号から二十四号まで

ロ[1]小班　十九号から二十一号まで

ろ小班　三十五号及び四十号から五十二号まで

ハ小班　三十六号から三十九号まで

い小班　五十三号から五十五号まで

○国土交通省告示第千百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県東伯郡三朝町大字西子鹿字鞍牛一六六四番地内四等三角点岩本を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年建設省告示第百五十四号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から三四九度五九分五八秒　一号

標柱一号から一一七度一六分五九秒　二号

三・〇六九メートルの地点

標柱二号から八六度三七分五五秒　三号

一〇・五五三メートルの地点

標柱三号から六〇度三九分三秒　四号

六・二七〇メートルの地点

標柱四号から四三度五八分二三秒　五号

一四・二八二メートルの地点

標柱五号から五五度三〇分三九秒　六号

七・一二一メートルの地点

標柱六号から六五度五五分四二秒　七号

一二七・三四九メートルの地点

標柱七号から七五度二九分一二秒　八号

二四・八一二メートルの地点

標柱八号から八七度三六分二一秒　九号

三四・五四三メートルの地点

標柱九号から三〇度二九分八秒　十号

四八・〇七〇メートルの地点

標柱十号から二一度七分四九秒　十一号

一二・三六六メートルの地点

標柱十一号から二一度五二分三九秒　十二号

五五・四〇二メートルの地点

標柱十二号から七五度一〇分五一秒　十三号

一〇・五一〇メートルの地点

標柱十三号から八七度五二分四一秒　十四号

三四・一六四メートルの地点

標柱十四号から七五度五三分五二秒　十五号

三二・六三二メートルの地点

標柱十五号から一〇四度三五分五〇秒　十六号

一八・九七四メートルの地点

標柱十六号から九九度一五分五三秒　十七号

二〇・〇一九メートルの地点

標柱十七号から七六度一九分四三秒　十八号

五二・〇二八メートルの地点

標柱十八号から八〇度一三分一五秒　十九号

一五・六七三メートルの地点

標柱十九号から八八度一九分四六秒　二十号

一二一・六三三メートルの地点

標柱二十号から二六度三六分三九秒　二十一号

一六・八〇〇メートルの地点

標柱二十一号から三七度六分三九秒　二十二号

四六・二三一メートルの地点

標柱二十二号から四六度五七分一一秒　二十三号

三〇・七七一メートルの地点

標柱二十三号から九四度二九分四四秒　二十四号

二二・八三六メートルの地点

標柱二十四号から九四度二九分五二秒　二十五号

一七・〇三六メートルの地点

標柱二十五号から九四度三六分　二十六号

七・二九四メートルの地点

標柱二十六号から一四度五五分二八秒　二十七号

五・〇一四メートルの地点

標柱二十七号から一二一度五八分五七秒　二十八号

三・七二三メートルの地点

標柱二十八号から八四度五五分〇秒　二十九号

四・二三九メートルの地点

標柱二十九号から六三度三三分二六秒　三十号

一四・五五五メートルの地点

標柱三十号から六〇度二七分一七秒　三十一号

一九・五五一メートルの地点

標柱三十一号から一五二度二四分四二秒　三十二号

一二・二四五メートルの地点

標柱三十二号から二五〇度一九分一二秒　三十三号

一六・五三四メートルの地点

標柱三十三号から二四六度四七分八秒　三十四号

一六・〇四六メートルの地点

標柱三十四号から二五〇度四五分三〇秒　三十五号

一・八四二メートルの地点

標柱三十五号から二五七度五七分三三秒　三十六号

二・三〇六メートルの地点

標柱三十六号から二六二度一分三〇秒　三十七号

一〇・二八五メートルの地点

標柱三十七号から二七七度五分一七秒　三十八号

一五・七三八メートルの地点

標柱三十八号から二六九度三九秒　三十九号

六・一九九メートルの地点

標柱三十九号から二六七度八分七秒　四十号

一〇・〇二五メートルの地点

標柱四十号から二三八度三三分四七秒　四十一号

二七・五八九メートルの地点

標柱四十一号から二一六度三〇分一九秒　四十二号

四四・九五八メートルの地点

標柱四十二号から二〇二度九分二三秒　四十三号

一七・五八八メートルの地点

標柱四十三号から二〇一度二八分三〇秒　四十四号

一八・八三七メートルの地点

標柱四十四号から二〇五度二二分二三秒　四十五号

二七・四一一メートルの地点

標柱四十五号から二三八度一九分一二秒　四十六号

一三・七〇四メートルの地点

標柱四十六号から二四七度三一分二三秒　四十七号

一四・六七四メートルの地点

標柱四十七号から二五七度三分一七秒　四十八号

一一・四〇一メートルの地点

標柱四十八号から三〇二度一分二三秒　四十九号

三七・六七〇メートルの地点

標柱四十九号から二四一度五六分三〇秒　五十号

三六・一七六メートルの地点